

～御注意ください！事業者の皆様へ～

当機構の水源林造成事業地で風力発電などの施設等を設置する場合には、所定の手続きが必要です。

当機構の水源林造成事業地は森林所有者と分収造林契約が締結され地上権が設定されています。

このため、同事業地において施設等を設置する場合には、**対象地の一部解約及び地上権の抹消手続き**※が必要になります。

上記手続きには一定期間が必要になりますので、余裕をもって該当整備局、水源林整備事務所へ御連絡ください。

※ 上記手続きによらず、地役権や賃貸借等を設定することや土地の利用に関する覚書等を締結することはできません。また、このような要望には、応じることはできません。

なお、対象地が補助金による事業を行っている場合は、補助金交付年度の翌年から起算して5年以内は、原則として解約できません。

主な手続きの流れ

環境影響評価書の
確定通知等
※環境アセスメント
対象事業の場合



必要最小限度の
解約対象箇所が確定
※解約区域確定のため
測量必須



解約
・
分筆



地上権抹消手続き後、
事業者様による
権利設定手続き開始

解約を進めるには対象区域と面積の確定が必要になります。

具体的な手続きの内容等については、該当する森林整備センターの整備局または水源林整備事務所までお尋ねください。

■ 整備局等の所在はこちら

<https://www.green.go.jp/shozaichi/index.html>



国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林整備センター
Forest Management Center

